

(別紙)

## 福山市北部市民センター照明更新型E S C O業務 仕様書

### 1 業務名

福山市北部市民センター照明更新型E S C O業務

### 2 委託期間

契約締結の日から2025年(令和7年)3月31日まで

### 3 業務の目的

本業務は、福山市北部市民センターにおける照明を蛍光灯からLEDに改修することにより、照明の高効率化を図ることで、省エネルギー化を推進し、光熱水費を節減するとともに、二酸化炭素排出量を削減し、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

このため、本市では、民間事業者の高度な知識、専門性、技術力、企画力及び経験等を活用し、維持管理費のコスト軽減が期待できるE S C O (Energy Service Company) 方式により本業務を実施する。また、省エネルギー効果の計測・検証については、電力使用量の実測は行わず、カタログデータ等で机上計算を行う方式(オプション A 方式)とする。

なお、本業務の照明更新にあたっては、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」(以下「交付金」という。)を活用するため、当該交付金の諸条件に適合した事業内容とすること。交付金が採択とならなかった場合は、事業化されないものとする。

### 4 業務の内容

事業者は、設備を設計・施工し、竣工後に本市に設備等の引渡しを行う。契約期間中は、維持管理を行う。

事業者は、契約期間内において、LED照明、その他付随する設備で事業者により設置、交換したもの(以下「E S C O設備」という。)及び既設照明等について善良なる管理者の注意義務をもって維持管理することとする。

### 5 業務の対象

- (1) 公募開始日時点でLED化されていない照明
- (2) 多目的ホール以外の既にLED化されている照明

一部の照明については、故障に伴う修繕時にLED化を行っているが、事業者がより

省エネルギー化を図ることができるかと判断したものについては、本業務の対象とすることができる。

なお、多目的ホールについては、2022年度（令和4年度）の天井耐震改修工事時にLED化を行ったため、対象外とする。

## 6 納入物件

事業者は、次の電子データ（Excel形式）を作成し、本市に納品することとする。

- ・施工した照明の設置場所、品名、型番等を記した一覧表
- ・省エネルギー効果の検証結果（電気料金削減額、電気使用削減量、CO<sub>2</sub>排出削減量）

また、機器納入仕様書をA4縦長ファイルに綴じ、2部提出すること。

提出方法は、メールでの提出、USB、CD-R、DVD-Rのいずれかとする。

## 7 発注者との協力体制

- (1) 受注者は作業を円滑に進めるために、発注者と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また、受注者は発注者から報告（業務の進捗状況、質疑回答等）を要求されたときは、速やかに報告する。
- (2) 受注者の担当者について、発注者との連携・協力が支障があると判断された場合には、受注者の管理監督者は早急に担当者の変更等の対応を執る。
- (3) 発注者は、業務の遂行上必要な資料で、発注者が所有しているものは貸与する。

## 8 委託料の支払

発注者は、委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内一括して業務委託料を支払う。

## 9 LED照明の灯具仕様

### (1) 一般事項

ア 導入するLED照明器具等は、電気用品安全法に則った仕様とする。

イ 導入するLED照明器具等は、白色系LEDを光源としたLED専用に設計された器具であること。光色は、原則として既設照明器具と同じものとする。

ウ LED灯具一体型を使用するものとし、既設器具の安定器のバイパス工事やLED化に必要な結線替えなどの既設器具の改造による「ランプ型LED交換」は適用外とする。なお、屋外の水銀灯の既設器具に限りLEDバルブ等を取り付けたものも可とする。

エ 導入するLED照明器具等は、保守管理を容易にするため、可能な限り同一メーカー製品で統一すること。

オ 用途ごとの平均照度は、原則、JIS Z 9110「照度基準総則」を準用する。

ただし、導入するLED照明は、施設の利用目的に沿って既設照度と同等以上を確保すること。ただし、本市と事業者の両者の協議により、変更可能なものとする。

カ LED照明器具及び光源(LED)は、全て新商品とし、ショップオリジナル製品、中古品、事故品、展示品については認めない。

キ 天井改修を伴う器具の再配置は、原則、行わないものとする。また、器具寸法は、既設サイズを考慮すること。

## (2) LED灯具性能・構造

ア 光源寿命は、原則、40,000時間以上(光束維持率85%以上)の製品とする。  
なお、後述する個別製品仕様の数値を優先するものとする。

イ 入力電圧は、100V/200V(ボルトフリー)対応であること。

ウ 平均演色評価数(Ra)においては、現状の照明器具と同等以上の製品とする。

エ 一般照明器具は、原則として、電源内蔵型LEDベースライト(光源部にて交換可能なもの)とし、電源ユニットは光源部に内蔵とする。

オ LEDベースライトにおいては、光源部1台あたり4点以上の支持部を有すること。ただし、JISで規定された口金・受金(ソケット)を備えるものを除く。LEDベースライトにおいては、光源部1台あたり4点以上の支持部を有する

カ ダウンライトは、光束、色温度、調光、グレア対策の選択肢として保有するものとする。埋込穴が異なる場合、リニューアルプレートで対応すること。

キ LED照明器具の調光方式は、無線または優先で制御できるものとし、無線通信の場合は、安定性や信頼性を確保するため、施工後に赤外線通信により明るさの任意設定が可能な仕様とする。

なお、調光率は、0%(調光消灯)と約5~100%とする。

## 10 工事に関する仕様

(1) 契約後、工事に関する施工計画書を速やかに作成し、本市と事前に調整を図ること。

(2) 施工にあたっては、市内工事業者を優先的に使用すること。

(3) 取り外した灯具等の取扱い(廃棄物処理・分別・再利用)については、関係法令を遵守するとともに、本市が取扱い方法を指定した場合は、それに従うこと。

(4) 工事に係る契約不適合については、本契約に基づき、事業者の責任とすること。

(5) 安全管理を徹底し、事故の防止に万全を期すこと。

## 11 照明器具の保証等

(1) 照明器具の保証期間は5年間とし、交換費用も受注者において負担するものとする。

なお、誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため、保証対象としない。

(2) 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。

- (3) 契約期間終了後に不具合等が発生した際の連絡先を記載した体制表（任意様式）を提出すること。

## 1 2 その他

- (1) 業務の詳細・日程の管理については、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 業務に当たっての資料及び成果は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に定めがない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、発注者と協議し、決定するものとする。